

会社法の一部を改正する法律
会社法制の見直しに関する要綱から変更された主な内容

平成 26 年 6 月 25 日
東京商工会議所

1. 機関の名称変更

会社法の一部を改正する法律	会社法制の見直しに関する要綱
監査等委員会	監査・監督委員会

2. 社外取締役を選任しない（上場）企業に対する説明義務の追加

会社法の一部を改正する法律	会社法制の見直しに関する要綱
（上場企業において）社外取締役が存しない場合には、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないものとする。	（上場企業において）社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とするものとする。

3. 社外取締役を置くことの義務付けに関する検討に関する附則の追加

会社法の一部を改正する法律	会社法制の見直しに関する要綱
政府は改正法案施行後 2 年を経過した場合において、社外取締役の選任状況、その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとした（附則第 25 条）。	記載なし

4. 監査役の監査の範囲に関する登記に関する経過措置の導入

会社法の一部を改正する法律	会社法制の見直しに関する要綱
監査役は、この法律の施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、監査役の監査の範囲に関する登記が猶予されることとなった(附則第22条)。	記載なし

※会社法の一部を改正する法律附則第2条から附則第24条には、本法律施行に伴う様々な経過措置が記載されている。

5. 立法の見送り

会社法の見直しに関する要綱で提案されていた金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求については、今回の改正法での導入は見送られた。

以上